

西宮市立中央病院改革プラン評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市立中央病院改革プラン評価委員会設置要綱(平成21年11月25日制定)第8条の規定に基づき、西宮市立中央病院改革プラン評価委員会の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 会議は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

2 委員長は必要があると認めるときは、傍聴人の人数を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることが出来る。

(会議録の調整)

第3条 委員長は、会議録を調整し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時および場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容(会議に付された事項および発言の要旨)
- (4) 会議の傍聴に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成22年2月8日より施行する。

付 則

この要領は、平成24年10月1日より施行する。